

個人情報ファイル簿

1	個人情報ファイルの名称	自動車保管場所申請書、届出書	
2	行政機関等の名称	三重県警察本部長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	交通部交通規制課	
4	個人情報ファイルの利用目的	自動車保管場所申請・届出に適正に対応するため。	
5	記録項目	1 申請年月日、2 申請者住所氏名、3 申請者電話番号、 4 車名、5 型式、6 車台番号、7 自動車の大きさ 8 自動車の使用の本拠の位置、9 自動車の保管場所の位置 10 保管場所標章番号、11 自動車登録番号、12 前車の登録番号 13 連絡先（申請者以外）、14 使用期間、15 承諾年月日 16 承諾者住所氏名、17 承諾者電話番号	
6	記録範囲	申請者	
7	記録情報の収集方法	自動車保管場所証明申請書 自動車保管場所届出書	
8	要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	保管場所現地調査業務委託先（自家用自動車協会）	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称） 三重県警察本部交通部交通規制課 （所在地） 〒514-8514 津市栄町一丁目100番地	
11	訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續等	－	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理 ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受けける組織の名称及び所在地	－	
15	行政機関等匿名加工情報の概要		
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受けける組織の名称及び所在地		
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
18	備考	自動車保管場所申請書・届出書は保管場所の管理を行うためのものであり、匿名加工すると、記録項目1、4、5程度が残るのみであり、データの利用目的が果たせない。匿名加工を行うことで、データ自体の実質的意義が失われることから非該当である。	